

平成 27 年（行コ）第 4 号 公金支出差止等請求、同参加控訴事件

控 訴 人 奥州光吉外 209 名

被控訴人 秋 田 県 知 事

仙台高等裁判所 秋田支部 御中

2016 年 1 月 25 日

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 沼 田 敏 明

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 西 島 和

弁護士 虻 川 高 範

弁護士 京 野 垂 日

弁護士 三 浦 広 久

弁護士 西 野 大 輔

控 訴 準 備 書 面 (3)

1 自然環境についての主張・立証について

成瀬ダム周辺の自然環境についての主張は、一審において 2010 年 2 月 10 日付け準備書面第 2 回においてに行われている。しかし、当時の主張は、当該自然環境についての調査並びに予測、評価が不十分であるという手続面での主張が主であり、違法性論としては本件環境影響評価手続が条理上及び生物多様性条約 14 条の環境影響評価義務を怠っている違法、並びに追加調査において生態系の調査、予測、評価を欠き環境影響評価法に違反しているという主張に留まっていた。

そもそも、一定の地域の自然環境への負荷を与える行為、あるいは劣化させる行為が違法であると主張するためには、第 1 に当該地域の自然環境についての十分な把握と、第 2 に厳密な違法性論の組み立てが必要である。前者は単に

「貴重種」が生育・生存するというだけではなく、当該地域の地形、地質、植生、動物の生息状況などの相関的関わりを総合的に明らかにしていく必要がある。また、「貴重なブナ林」であるというだけでは不十分で、人為の影響の有無・程度も含め、森林の遷移過程の中でブナの森林相を明らかにしなければならない。

後者は、このような自然環境が本件ダム建設によって、どの程度の影響を受け、それが例えば「生態系保全」義務に違反するのか、を法的枠組みの中で検討する必要がある。例えば「生態系保全」という定性的判断をどのように判断すべきなのかは、その判断基準が裁判規範と考えられなければ、単なる政治的・道義的義務でしかない。第 1 審を通してこのような自然環境についての調査と違法性論の枠組みについての検討を十分になすことができなかったのである。

2 十分な主張が展開できなかった理由と今回可能となった理由について

(1) 自然環境について

秋田県内の大学等において、本件事業予定地周辺の自然環境の植生、動物、生態系等について調査研究している協力研究者が見つからなかったことが大きな理由の一つであった。そのため、控訴人らは、本件事業予定地には素晴らしい自然が残っていると思っただけでも、それを科学的に明らかにすることができなかったのである。

また、本来、県内の自然環境については当該県の自然保護課などが、上記視点を踏まえて調査し、報告書などを発表している場合があるが、秋田県においてそのような報告書を発見できなかった。

さらに、他県の研究者を求めて依頼し、本件事業予定地周辺の自然環境の調査等を依頼しようとしても、多額の費用が必要となり、控訴人には経済的に

不可能であった。

このような事情から、十分な調査が不可能であったため、正確な情報に基づく自然環境についての主張が困難となったのである。

ところが今回、まず調査を依頼できる団体として日本森林生態系保護ネットワーク（CONF E J a p a n）が名乗り出てくれた。このCONF E J a p a nは、広島県細見谷、沖縄本島北部やんばる、北海道大雪山国立公園などで、森林生態系調査を行ってきた団体で、植物、動物の生態、森林相の調査などを手掛けてきた。研究者は、無償で調査を行う反面、市民とともに調査を行うという市民参加型の調査を実践してきた。したがって費用としては交通費、調査にかかる費用など国や県が行うアセス調査とは桁が違う費用で行うことができる。

ただ、それでも交通費等の実費は、全国から調査に集まるためにそれなりの費用が必要となるが、2015年10月に、アウトドアショップ パタゴニアから助成金を得ることができた。

以上の経過から、本件事業予定地周辺の自然環境について、専門家による調査が昨年冬から本年夏までの間に、行えるようになったのである。その結果、この調査結果を得ることによって、今後、詳細な自然環境についての主張ができるのである。

(2) 法的枠組みについて

自然環境の実体についての調査が可能となったために、自然環境についての違法性論として、実体的な面に焦点を当てて主張することが可能となった。特に違法性論では、生物多様性条約及び世界遺産条約及びそれぞれの締約国会議（COP会議）において決定された決議、ガイドライン等から定性的判断に関する裁判規範性を認めることができるという国際法上の主張が可能となったの

である。この主張は、国際環境法学者の磯崎博司氏に示唆を受けたものであるが、これは証拠提出した那覇地裁における証人尋問（甲 108）によって、明確になったといえるものであった。

ただ、法的枠組みが明確になっただけでは、単なる「研究論文」でしかなく、訴訟における主張として整理するためには、前記した具体的な自然環境の内容が明らかになることが前提であることは言うまでもない。

3 結論

以上のような諸事情と経過によって、控訴審において初めて具体的な、本件事業予定における自然環境に関する主張及び立証が可能となったものであるから、これが時機に遅れるものではなく、また上記の予定からみて本件訴訟手続きを著しく遅滞させるとはいえず、これらについて故意・重過失も存在しないものである。